山梨県とインド共和国ウッタル・プラデーシュ州との
人材の育成、送り出し及び受入れに関する協力覚書

日本国山梨県とインド共和国ウッタル・プラデーシュ州（以下「双方」という。）は、令和6 年12月23日に締結した「インド共和国ウッタル・プラデーシュ州と日本国山梨県との互恵関係の構築に向けた基本合意書」（以下「互恵関係の構築に向けた基本合意書」という。）に基づき、人材の育成、送り出し及び受入れの促進を通じて、双方の持続的な発展及び相互利益の実現を図るため、次のとおり協力覚書を締結する。

第1 条（目的）

本覚書は、山梨県及びウッタル・プラデーシュ州における人的交流を促進するとともに、人材の育成、送り出し及び受入れに関する協力を通じて、双方の発展及び相互利益の実現に資することを目的とする。

第2 条（協力事項）

双方は、次に掲げる事項について相互に協力する。

（1 ）人材の育成に関すること。
（2 ）人材の送り出し及び受入れの促進に関すること。
（3 ）日本語教育及び日本文化理解の促進に関すること。
（4 ）就業機会に関する情報共有及び情報発信に関すること。
（5 ）関係機関との連携促進に関すること。
（6 ）その他、双方が必要と認める事項。

第3 条（役割）

1　ウッタル・プラデーシュ州は、関係機関と連携し、山梨県での就業を希望する人材の育成及び送り出しの促進に努める。

2　山梨県は、県内企業、関係団体、市町村その他の関係機関と連携し、人材の受入れ及び定着の促進に努める。

第4 条（協議）

双方は、本覚書に基づく協力を円滑に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

第5 条（費用負担）

本覚書の実施に要する費用は、各者がそれぞれ負担するものとする。

第6 条（連絡窓口）

本覚書に基づく連絡及び調整は、次の窓口を通じて行う。

ウッタル・プラデーシュ州：職業教育部、技能育成・起業推進局および労働・
雇用部

山梨県：新価値創造推進局

第7 条（法的拘束力）

本覚書は、双方にいかなる法的拘束力、法的義務又は法的権利を生じさせるものではない。

第8 条（**有効期間、変更及び終了**）

本覚書は、署名の日から適用され、互恵関係の構築に向けた基本合意書の有効期間中、有効とする。当該基本合意書が更新された場合、本覚書の取扱いについては、双方が必要に応じて協議する。

本覚書は、双方の書面による合意により変更することができる。

いずれの当事者も少なくとも3 か月前に書面で通知することにより、本覚書を終了することができる。

第9 条 （ 紛争の解決）

本覚書の解釈又は実施に関して疑義又は相違が生じた場合、双方は、友好的な協議により解決する。

本覚書は英語により2 通作成し、双方が各1 通を保有する。

２０２６年８月２１日

日本国山梨県	インド共和国ウッタル・プラデーシュ州
新価値創造推進局	労働・雇用部
局長	筆頭書記官
羽田勝也	シャヌムガ・スンダラム